

特別寄稿

我が「税理士業務の『停止』」の弁



菅納敏恭 [神田]

〔税理士法〕第43条

税理士は、懲戒処分により、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、弁理士、司法書士、行政書士若しくは社会保険労務士の業務を停止された場合又は不動産鑑定士の鑑定評価等業

I 業務の停止にいたる経緯

自分の税理士証票をあらためて見ると、30歳代の顔写真が若々しい。昭和56年に税理士登録をしてから、26年近くになる。人生の半分近くを「税理士」として過ごしたことになる。

このたび「税理士業務の停止」となり、この税理士証票と会員章を返納することになった。この7月10日から3年間、国税不服審判所審判官として「報酬のある公職」に任官することになったからである。いわゆる「税理士任官」である。国税不服審判所の「国税審判官の資格」は、第1が「弁護士、税理士、公認会計士、大学の教授若しくは

務を禁止された場合においては、その処分を受けている間、税理士業務を行ってはならない。税理士が報酬のある公職に就き、その職にある間においても、また同様とする。

平成10年に中央省庁等改革基本法が成立し、これを受けて決定された中央省庁等改革の推進に関する方針(平成11年)が決定されたが、この中で行政の外部から特定分野に関する専門的な知識経験等を有する人材を任期を限って採用する新たな「任期付採用制度」の整備を図ることとされ、平成12年に「任期付職員法(注3)」が制定・施行された。すでに弁護士等は各省庁に任期付きで任官している。

5年、行政手続法が定められた。また、「事後」の救済制度である行政事件訴訟法は、平成16年、改正整備された。行政運営の事前規制手続と事後の司法チェックの狭間に行政段階における権利救済制度である不服審査制度がある。これについては、現在、総務省に「行政不服審査制度検討会」が設けられ、制度の抜本的な改正に向けて検討を重ねている(注4)。その検討内容は、不服審査制度の一元化や迅速化など多方面にわたっているが、改革は公正で客観的な審査制度を志向している。

課税という場面では、納税者と行政の利害が対立する。もとより租税行政は法律に従って適正になされるべきではないが、もしこれに反するときすべて裁判に持ち込まれ、司法判断を求めなくてはならないとすれば、社会制度として効率的ではない。行政段階で是正されれば、これに過ぎることはなく、特に大量反復性が高い租税行政においては、不服審査制度が有効に活用されることが期待される。

国税不服審判所が、有用な機関といえるためには、その目的からして裁決内容が適正公正であることは当然のことであるが、社会制度としては、実績に加えて国民納税者から見ると公正であると信任されなくてはならない。つまりその運営においても、国民納税者に現処分から距離を置いた中立性、第三者機関性が感じられる必要がある。前述のようにこれまで審判官のほとんどが国税職員であり、いったん席を離れて審判官となってもまた後日戻っていくようであれば、国民納税者から信任されることは難しい。

税理士が民間での経験をふまえて、国税不服審判所に入ることは、その経験知識が活かされるということに加えて、国税不服審判所が租税行政の中にあるものの第三者機関性を持つものであることが、国民納税者に明らかになることに意義があると考えられる。今回、民間公募という手続で広く人材を求め、税理士任官が実現されたことの意義は小さくないと思われる。

民間で多年仕事をしていれば、公的役職もいくつかある。人事院の承認を経て6月初旬に正式決定し、その後1ヶ月ほどで任官というのは、あまりに時間がない。税理士任官制度が定着していくためには、こうした面での配慮が必要であろう。

助教授、裁判官又は検察官の職にあつた経歴を有する者で、国税に関する学識経験を有するもの」とされ、続いて一定以上の「国税に關する事務に従事した経歴を有する「国家公務員」、第3に有識者とされているが(注1)、創設以来30有余年、国税職員がそのほとんどを占め、裁判官等は一定数おられるようだが、純粹の民間人からの任官は希である(注2)。

国税不服審判所は、はじめて今年この任期付任官制度での審判官(任期3年)を募集した。採用試験は、書類選考(志望理由、実務経験、研究実績等を記載提出)と面接試験であり、私にはこれにより審判官として任官することになったものである。

課税という場面では、納税者と行政の利害が対立する。もとより租税行政は法律に従って適正になされるべきではないが、もしこれに反するときすべて裁判に持ち込まれ、司法判断を求めなくてはならないとすれば、社会制度として効率的ではない。行政段階で是正されれば、これに過ぎることはなく、特に大量反復性が高い租税行政においては、不服審査制度が有効に活用されることが期待される。

国税不服審判所が、有用な機関といえるためには、その目的からして裁決内容が適正公正であることは当然のことであるが、社会制度としては、実績に加えて国民納税者から見ると公正であると信任されなくてはならない。つまりその運営においても、国民納税者に現処分から距離を置いた中立性、第三者機関性が感じられる必要がある。前述のようにこれまで審判官のほとんどが国税職員であり、いったん席を離れて審判官となってもまた後日戻っていくようであれば、国民納税者から信任されることは難しい。

税理士が民間での経験をふまえて、国税不服審判所に入ることは、その経験知識が活かされるということに加えて、国税不服審判所が租税行政の中にあるものの第三者機関性を持つものであることが、国民納税者に明らかになることに意義があると考えられる。今回、民間公募という手続で広く人材を求め、税理士任官が実現されたことの意義は小さくないと思われる。

民間で多年仕事をしていれば、公的役職もいくつかある。人事院の承認を経て6月初旬に正式決定し、その後1ヶ月ほどで任官というのは、あまりに時間がない。税理士任官制度が定着していくためには、こうした面での配慮が必要であろう。

いづれにせよ、「税理士任官」第一期生として新しく始まった税理士任官の制度が定着していくことを願ってやまない。

II 審判官への税理士任官の意義

行政の「事前」における公正の確保のために、平成

III 税理士任官制度の課題

現職の税理士が審判官に任官すると、税理士法上、税理士業務ができなくなる。このことが開業している税理士にとって任官への障害となっているという指摘は少なくない。審判官に非常勤制度を設け、税理士業務との兼業を認めるべきであるとの意見もある。

確かに私自身を振り返っても、審判官応募に際しては決意を要した。しかし審判官が税理士業を営めないことは、国税不服審判所の裁決が課税関係を決する効力を持つものである以上致し方がないことであろうと考えられる。国税不服審判所に中立

性、第三者機関性を期待し、審判官の多くが租税行政職員で占められる現状を問題とするならば、税理士審判官が同時に税理士業も行うような状況は中立性という同じ視点から問題とされよう。税理士業務はつねに審査請求にいたる可能性がある以上、審判官である間は税理士業務をすべきではない。

もし任官中は税理士業務を停止されることのデメリットをカバーするのであれば、審判官制度を変えるのではなく、税理士会が審判官に「税理士任官」した会員を支える施策を考慮すべきであろう(注5)。

(注1) 国税通則法施行令31条

(注3) 一般職の任期付職員採用、及び給与の特例に関する法律

(注2) 平成18年現在、税務部外からの任用者は全国で10名であり、裁判官と検事である。過去においても、大学研究者数名のほかに純粹の民間出身者と思われるものは、2名である。朝倉洋子

(注4) 「行政不服審査制度検討会 中間とりまとめ」行政不服審査制度改正の方向性の骨子」平成19年4月2日公表

(注5) 任官中、税理士業務はできないが、会則上、税理士会会費は納入しなければなら

ない。

「情報公開請求でみる国税不服審判所のあり方」租税訴訟学会編『租税訴訟』2007年財経詳報社 111頁以下参照